

幼稚園等中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、教育活動や学校運営において中核的な役割を果たすことが期待される中核教諭等としての職務を遂行する上で必要な事項に関する研修を実施し、資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象

- (1) 研修対象教員（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。
- ア 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で、原則として、毎年度4月1日現在の在職期間が10年を経過した者
 - イ 前年度までの該当者で、研修を受けていない者
- (2) 中堅教諭等資質向上研修の対象から、次に掲げる者を除くものとする。
- ア 臨時に任用された者
 - イ 他の任命権者が実施する当該経験者研修を受けた者
 - ウ 地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により任期を定めて採用された者
 - エ 指導主事、社会教育主事等その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して、中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- (3) 在職期間は、次のとおりとする。
- ア 国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）の教諭等として在職した期間（臨時に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - イ 指導主事、社会教育主事等として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は当該在職期間に通算するものとする。
 - ウ 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除くものとする。
 - ① 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - ② 職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ③ 育児休業をした期間
 - ④ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、①又は③の期間に準ずるものとして岩手県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める期間
 - ⑤ 負傷又は疾病による休暇を取得した期間及び国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために職務に専念する義務を免除された期間
- (4) 研修を実施する年度
- 在職期間が10年に達した年度の次の年度とする。ただし、以下のア、イ、ウなど教育長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。
- ア 学校種ごとに在職期間が10年に達した教諭等の状況に違いなどがあるため、学校種ごとに異なる年数を定めることが適切な場合
 - イ 対象となる教諭等の数が多いため、本来研修を実施すべき時期に一斉に実施することが困難であり、一部の教諭等について実施時期を早める又は遅らせることが適切な場合
 - ウ 対象となる教諭等が配置されている幼稚園等の状況などにより、本来研修を実施すべき時期に実施することが困難であるため、実施時期を早める又は遅らせることが適切な場合
- (5) 研修を受けることができない者の取扱い
- 育児休業等により、研修を実施する年度に研修を受けることができない者については、当該事由がなくなる日の属する年度の次の年度に実施するものとする。

3 研修

中堅教諭等資質向上研修において実施する研修は、次の表のとおりとする。

		日 数	研修の種類	期 日 等
幼 稚 園 等	1 園内研修	10日間	園内における研修	各園が定めた日
	2 園外研修	3日間	(1)総合教育センター研修	総合教育センターが定めた日
		2日間	(2)教育事務所研修 公開研究会参加研修	各教育事務所が定めた日
	2日間以上	(3)選択研修		同 上

※ 幼保連携型認定こども園の保育教諭においては、園外研修（3）選択研修は義務付けない。

4 研修の実施に当たって

- (1) 園長等は、県教育委員会が定めた評価基準に基づき、対象者ごとに中堅教諭等資質向上研修事前評価【様式1】、年間研修計画書【様式2】及び【様式3】を作成し、当該幼稚園等を所管する教育委員会又は担当課に提出する。
- (2) 市町村教育委員会又は担当課は、幼稚園等及び幼保連携型認定こども園の中堅教諭等資質向上研修事前評価及び年間研修計画書の写しを取りまとめ、教育事務所を通じて、県教育委員会に提出する。
- (3) 園長等は、対象者に対して、研修計画に基づき、中堅教諭等資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。
- (4) 園長等は、中堅教諭等資質向上研修修了後に、評価を行い、中堅教諭等資質向上研修事後評価【様式1】及び年間研修報告書【様式2】及び【様式3】を当該幼稚園等を所管する教育委員会又は担当課に提出する。
- (5) 市町村教育委員会又は担当課は、幼稚園等及び幼保連携型認定こども園の中堅教諭等資質向上研修事後評価及び年間研修報告書の写しを取りまとめ、教育事務所を通じて、県教育委員会に提出する。

5 園内における指導体制

- (1) 園内における研修は、園長の指導の下、指導力の優れた教員、指導主事、市町村幼児教育アドバイザー及び県幼児教育専門員等が対象者の保育等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 園長は、園務分掌等に支障が生じないよう、また、研修の時間を十分に取ることができるよう、園務分掌等において十分に配慮を行うものとする。

6 提出書類

園長は、以下の書類をそれぞれに定める期日までに当該幼稚園等を所管する教育委員会又は担当課に提出する。

- (1) 毎年5月末日までに提出するもの
 - ア 「中堅教諭等資質向上研修事前評価」【様式1】
 - イ 「中堅教諭等資質向上年間研修計画書」【様式2】【様式3】
- (2) 每年2月末日までに提出するもの
 - ア 「中堅教諭等資質向上研修事後評価」【様式1】
 - イ 「中堅教諭等資質向上研修年間研修報告書」【様式2】【様式3】

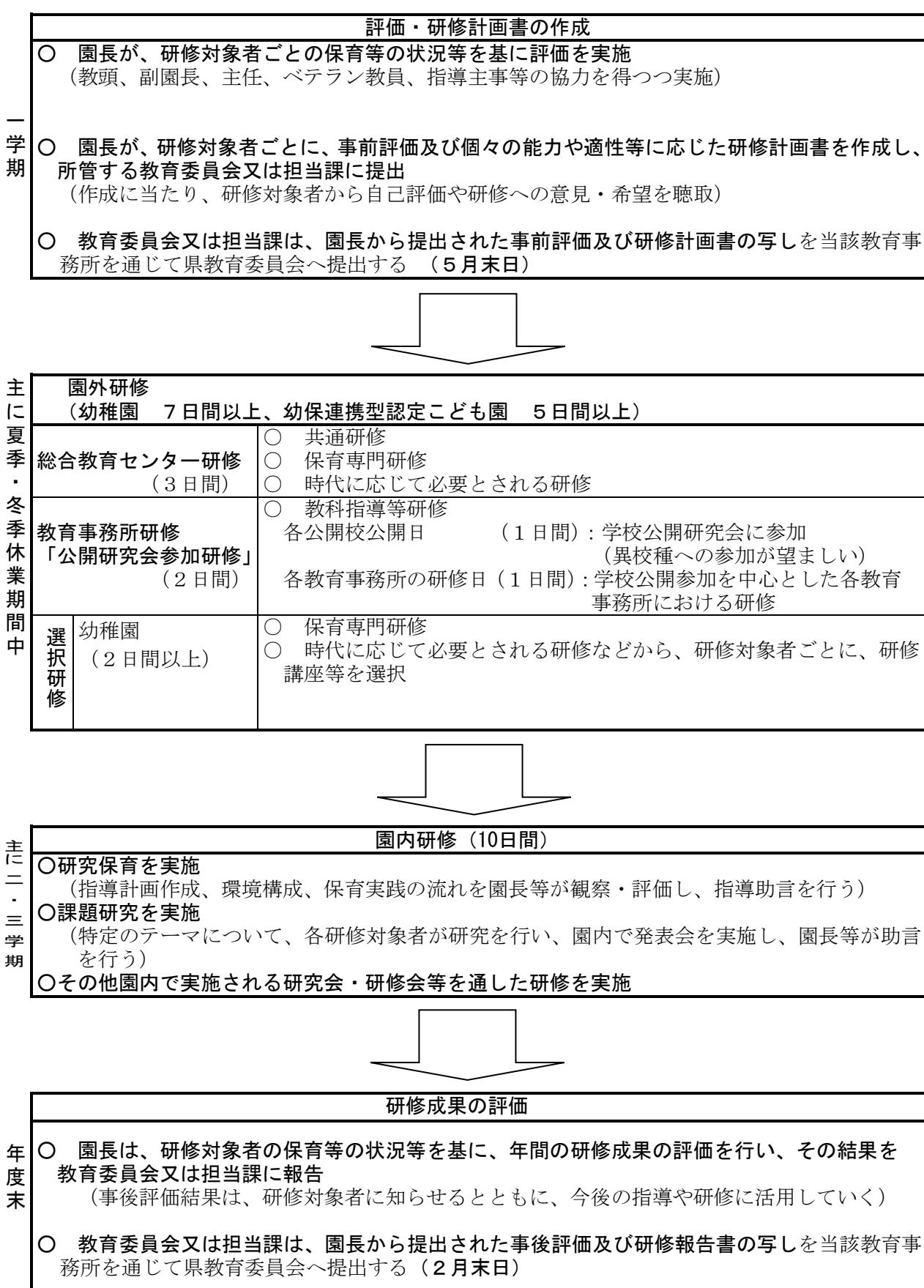
7 補則

この要項に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附則

- この要項は、平成15年4月1日から施行する。
- この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- この要項は、令和7年4月1日から施行する。

中堅教諭等資質向上研修 研修全体のイメージ図（幼稚園等）



令和7年度中堅教諭等資質向上研修の内容（幼稚園等）

園内研修	(年間10日間)
------	----------

研修対象者の所属園の園長が、当該園の実情に応じ、一年を見通した研修計画を作成し、所管する教育委員会又は担当課が決定したもの

園外研修	(幼稚園 年間7日間以上) (幼保連携型認定こども園 年間5日間以上)
------	--

(1) 総合教育センター研修（3日間）【研修コード：1201】

期日：令和7年7月16日（水）～7月18日（金）

会場：県立総合教育センター

研修内容	
○講義	幼稚園等中堅教諭等に望むこと
○講義	幼児期の教育の現状と課題
○講義・演習	幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメント 幼稚園等における子育ての支援 カウンセリングを生かした幼児や保護者との関係づくり 特別な支援を必要とする幼児の理解と支援の在り方 幼児理解と保育の構想 -指導計画の作成と保育の展開- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる保育の実践 幼保小の円滑な接続
○研究協議	よりよい幼児期の教育を目指して

(2) 教育事務所研修「公開研究会参加研修」（2日間）

- 各教育事務所管内で開催される学校公開研究会に参加し、参観した成果等を基に各教育事務所で研修を行うもの
- 参観先の学校は、研修対象者の園長が選択し、所管する教育委員会又は担当課が決定する
- 参観後に実施する教育事務所研修は、各教育事務所が定める

各公開校の公開日（1日間）	各教育事務所の研修日（1日間）
○学校公開研究会への参加 (学校公開研究会の内容については、各教育事務所発行の「令和7年度教育の方針と計画」参照)	○参観した成果、一年間の研修の成果等をレポートにまとめ、それを基に研究協議を行う

(3) 選択研修（2日間以上）※幼稚園

- 県教育委員会、総合教育センター、各教育事務所及び各市町村教育委員会が主催するもの、並びに、各研究団体等の研究大会や研修会、大学で設定した講座等で、県教育委員会が共催又は後援を承認しているものの中から、園長が選択し、所管する教育委員会が決定したもの

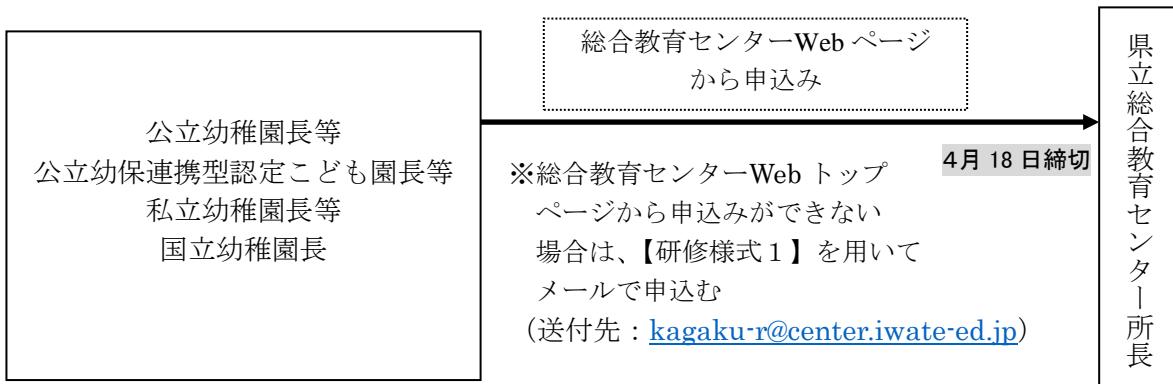
園外研修（総合教育センター研修）の申込方法等について

1 受講について

- ・公立幼稚園教諭及び公立幼保連携型認定こども園保育教諭は、悉皆研修（該当者は全員）とし、全講座を受けること。
- ・私立幼稚園教諭等は、園長等の判断による希望研修とするが、可能な限り全講座を受けることが望ましい。
- ・幼稚園教育要領等に基づいた内容が中心であること。

2 申込方法

所属長は、令和7年4月18日（金）までに、総合教育センターWebトップページの「幼児教育」バナーから申し込むこと。



3 その他

- ・総合教育センターWebページを利用できない場合の様式は、岩手県教育委員会発行の「令和7年度教職員研修の手引」の【研修様式1】を用いること。
- ・研修者がやむを得ない理由（病気等）により欠席する場合は、所属長から県立総合教育センター所長宛てに、「令和7年度教職員研修の手引」の【研修様式3】により、メールで欠席届を提出すること。
(送付先：kagaku-r@center.iwate-ed.jp)
- ・問合せ先

岩手県立総合教育センター 〒025-0395 岩手県花巻市北湯口 2-82-1

【幼稚園等中堅教諭等資質向上研修講座担当】

教科領域教育担当 TEL 0198-27-2735

各幼稚園等が作成し教育委員会等に提出する書類作成上の留意事項等

1 事前評価・研修計画書の作成

(1) 事前評価

ア 園長は、研修対象者と面談を行った上で、県教育委員会が作成した評価基準に基づいて「中堅教諭等資質向上研修事前評価」【様式1】を作成する。

評価	評価基準
A	十分に満たしている
B	満たしている
C	一部満たしていない
D	満たしていない

イ 園長は、評価にあたって、必要に応じて教頭、副園長、指導教諭、及び主任等から参考意見を聴取することが望ましい。

ウ 評価は、園長の権限と責任において行うべきものであり、研修対象者の自己評価や意見等をそのまま評価に反映させるのではなくことに留意する。

(2) 研修計画

ア 園長は、作成した「中堅教諭等資質向上研修事前評価」【様式1】を基に、研修対象者の意見や希望を参考として聴取した上で、「中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書」【様式2】及び【様式3】を作成する。

イ 研修計画書作成に当たっては、園内研修については研修対象者及び指導担当者等の園務分掌等の業務に支障がないよう十分考慮し、指導主事、市町村幼児教育アドバイザー及び県幼児教育専門員等も活用して専門性の向上を図ること。園外研修については、各研修の実施日、会場等を確認した上で、作成する。

(3) 事前評価・研修計画の活用

園長は、作成した「中堅教諭等資質向上研修事前評価」及び「中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書」を研修対象者に示し研修意欲を喚起させるとともに、研修対象者自らの課題や適性等を認識した上で、研修に取り組むよう促す。

2 事後評価・研修報告書の作成

(1) 園長は、中堅教諭等資質向上研修の実施後に事後評価を行い、「中堅教諭等資質向上研修事後評価」【様式1】を作成する。

年間をとおしての成果と思われる点や、今後改善が必要とされる点などを「事後評価（園長所見）」に記入する。

(2) 園長は、中堅教諭等資質向上研修の実施後、園内研修及び園外研修のそれぞれの研修や研修講座の成果と課題等を明らかにし、「中堅教諭等資質向上研修年間研修報告書」【様式2】【様式3】を作成する。

作成にあたっては、園内研修については指導にあたった教員や本人の評価・意見を、園外研修については、復命書や本人の評価・意見等を参考にしながら作成する。

3 記入上の留意事項

以下に示す各様式の留意事項を確認の上、作成すること。

中堅教諭等資質向上研修 事前評価・事後評価 【様式1】

中堅教諭等資質向上研修 年間研修計画書・報告書 【様式2】

【関係法令】教育公務員特例法

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。

以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適正等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

附則

（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

- 2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

【関係法令】教育公務員特例法施行令

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時に任用された者
- 二 (省略)
- 三 会計年度任用職員
- 四、五 (省略)

【様式1】(用紙はA4判とする。) 中堅教諭等資質向上研修事前評価・事後評価(幼稚園等)

所属園名

園長名

1 研修対象者氏名 _____

2 評価

キャリア・ライフステージの段階	【中堅】
目指す保育者像	○広い視野に立ち、保育実践を ○職務に関する専門知識や幅広い

※研修対象者ごとに別葉とすること

※事前評価として提出する際

中堅教諭等資質向上研修事前評価・事後評価(幼稚園等)

※事後評価として提出する際

中堅教諭等資質向上研修事前評価・事後評価(幼稚園等)

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

保育者としての素养	自ら学び続ける意欲・探究心	資質向上に関する						
		提出の際にはこの吹き出しが削除すること。						
使命感、責任感、倫理観	・保育者としての使命や責任を自覚し、保育への情熱と誇りや高い倫理観をもっている。							
教育的愛情	・子どもに対する深い愛情と人権意識をもち、一人ひとりの子どもと真剣に向き合っている。							
豊かな人間性	・豊かな人間性をもち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。							
コミュニケーション力	・様々な背景・価値観をもつ人々と対話を通して情報共有し、相互に考えを伝え深めながら、合意形成を図り、課題を解決している。							
課題に立ち向かう力	・心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神をもって様々な課題に取り組んでいる。							
省察力(メタ認知力)	・自分の保育について振り返り、自分の保育の傾向等について客観的に把握し、子どもの姿に合わせて改善しようとしている。							
実践力	子ども理解	・他の保育者の子どもの見方を学ぼうとしている。 ・記録をとおして子ども理解に努めている。 ・園の乳幼児を取り巻く環境を理解し、子ども一人ひとりに向き合い、その子らしさを捉えた柔軟な対応をしている。						
	指導計画の作成と保育の展開・評価	・園全体の実践の中心的な役割を果たしながら、子どもの実態を踏まえつつ資質・能力の育成を目指す年間指導計画を見直している。						
	環境構成と援助	・カリキュラム・マネジメントの視点から、地域資源の活用を視野に入れた保育を工夫・改善している。						
	特別な配慮を必要とする子どもへの対応	・一人ひとりの子どもへの理解や関わり方にについて専門性を高め、子どもと保護者に対して適切に指導・支援をしている。 ・他職員の相談に乗ったり助言を行ったりしている。						
	幼保小連携及び小学校教育との接続	・0~18歳の学びの連続性を見通した指導をしている。						
マネジメント力	園組織としての連携・協働	・園全体を意識し、関係機関との連携を視野に入れながら園務分掌を遂行するとともに、他職員へ建設的な提言・助言を行っている。						
	危機管理	・ヒヤリハット報告書や事故防止の指針を基に危機を予測し、子どもが安心・安全に生活できる環境を整え、事故の未然防止に努めている。 ・様々な事案に迅速で適切な対応をしている。						
	保護者との連携・子育ての支援	・就園児及び地域の未就園児の保護者との信頼関係を築き、保護者の気持ちに寄り添い、子育ての喜びを共有し、具体的に必要な支援や助言をしている。						
	地域との連携・協働	・園における子育ての支援の調整役となり、保護者同士、職員同士をつなぐ役割をしている。 ・地域と連携・協働した保育・教育活動のよさを生かし、実践している。						

3 事後評価(園長所見)

※事前評価の段階では記入しないこと。

※事後評価の際に、園長が、資質向上に関する指標に基づき、中堅教諭等資質向上研修における研修者の成果と課題について記入すること。

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園内研修）

所属園名
園長名

1 研修対象者氏名

※研修対象者ごとに別葉とすること

※計画書として提出する際

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園内研修）

※報告書として提出する際

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園内研修）

2 研修の重点

(1)

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

(2)

(3)

3 年間研修計画（10日間）

月 日（曜日）	研 修 内 容	指導者等	日 数	実施日
				<p>※実際に研修した日を記入すること。 (計画書として提出する際には未記入) 提出の際にはこの吹き出しが削除すること。</p>
合 計			日	日

4 成果と課題（今後の研修の方向性を含む）

※計画の段階では記入しないこと。
※報告の際に、園長が、中堅教諭等資質向上研修における研修者の成果と課題について記入すること。

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園外研修）

所属園名

園長名

1 研修対象者氏名

※研修対象者ごとに別葉とすること

※計画書として提出する際

2 研修の重点 (1)

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園外研修）

※報告書として提出する際

中堅教諭等資質向上研修年間研修計畫・報告書（園外研修）

(3)

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

3 年間研修計画（7日間以上）

月 日 (曜日)	研修の種類	研修講座名・研修内容	研修場所	日数	実施日
<p>※研修の種類の欄は、次の三つから選び記入すること</p> <p>①センター研修 ②教育事務所研修「公開研究会参加研修」 ③選択研修 (幼保連携型認定こども園においては、園外研修は義務付けない)</p> <p>提出の際にはこの吹き出しあげ削除すること。</p>					
合 計					
				日	日

4 成果と課題（今後の研修の方向性を含む）

※計画の段階では記入しないこと。

※報告の際に、園長が、中堅教諭等資質向上研修（園外研修）における研修者の成果と課題について記入すること。

提出の際にはこの吹き出しが削除すること。

幼稚園を想定した記載例

【様式1】(用紙はA4判とする。) 中堅教諭等資質向上研修事前評価・事後評価(幼稚園等)

所属園名 △△市立▲▲▲園

園長名 ○○ ○○

1 研修対象者氏名 ○○ ○○
2 評価

キャリア・ライフステージの段階		【中堅ステージ】 実践力の向上・充実期(11年～)				事前評価				事後評価			
						A	B	C	D	A	B	C	D
保育者としての素養	自ら学び続ける意欲・探究心	・自律的に学び探究する姿勢をもち、教育の情報化を含む時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を生涯にわたって高めている。			○								
	使命感、責任感、倫理観	・保育者としての使命や責任を自覚し、保育への情熱と誇りや高い倫理観をもっている。		○									
	教育的愛情	・子どもに対する深い愛情と人権意識をもち、一人ひとりの子どもと真剣に向き合っている。		○									
	豊かな人間性	・豊かな人間性をもち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。			○								
	コミュニケーション力	・様々な背景・価値観をもつ人々と対話を通して情報共有し、相互に考えを伝え深め合いながら、合意形成を図り、課題を解決している。	○										
	課題に立ち向かう力	・心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神をもって様々な課題に取り組んでいる。				○							
	省察力(メタ認知力)	・自分の保育について振り返り、自分の保育の傾向等について客観的に把握し、子どもの姿に合わせて改善しようとしている。			○								
実践力	子ども理解	・他の保育者の子どもの見方を学ぼうとしている。		○									
		・記録をとおして子ども理解に努めている。			○								
		・園の乳幼児を取り巻く環境を理解し、子ども一人ひとりに向き合い、その子らしさを捉えた柔軟な対応をしている。			○								
	指導計画の作成と保育の展開・評価	・園全体の実践の中心的な役割を果たしながら、子どもの実態を踏まえつつ資質・能力の育成を目指す年間指導計画を見直している。	○										
	環境構成と援助	・カリキュラム・マネジメントの視点から、地域資源の活用を視野に入れた保育を工夫・改善している。				○							
	特別な配慮を必要とする子どもへの対応	・一人ひとりの子どもへの理解や関わり方にについて専門性を高め、子どもと保護者に対して適切に指導・支援をしている。 ・他職員の相談に乗ったり助言を行ったりしている。	○										
マネジメント力	幼保小連携及び小学校教育との接続	・0～18歳の学びの連続性を見通した指導をしている。			○								
	園組織としての連携・協働	・園全体を意識し、関係機関との連携を視野に入れながら園務分掌を遂行するとともに、他職員へ建設的な提言・助言を行っている。			○								
	危機管理	・ヒヤリハット報告書や事故防止の指針を基に危機を予測し、子どもが安心・安全に生活できる環境を整え、事故の未然防止に努めている。 ・様々な事案に迅速で適切な対応をしている。	○		○								
		・就園児及び地域の未就園児の保護者との信頼関係を築き、保護者の気持ちに寄り添い、子育ての喜びを共有し、具体的に必要な支援や助言をしている。		○			○						
	保護者との連携・子育ての支援	・園における子育ての支援の調整役となり、保護者同士、職員同士をつなぐ役割をしている。				○							
	地域との連携・協働	・地域と連携・協働した保育・教育活動のよさを生かし、実践している。			○								

3 事後評価(園長所見)

幼稚園を想定した記載例

【様式2】(用紙はA4判とする。)

No._____

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園内研修）

所属園名 △△市立▲▲▲園

園長名 ○○ ○○

1 研修対象者氏名

○○ ○○

2 研修の重点

- (1)これから求められる幼児期の教育について理解を深めるとともに、専門性の向上を図る。
- (2)中堅教諭としての役割の理解を深め、実践的指導力の育成を図る。
- (3)本園の研究計画及び自己課題に関わる研修内容とし、保育の質の向上を図る。

3 年間研修計画（10日間）

月 日（曜日）	研 修 内 容	指導者等	日数	実施日
5月15日（月）	中堅教諭の在り方、幼稚園教育要領について	園長○○○○	1	5月23日（火）
6月15日（木）	園行事での役割と他職員との連携について	園長○○○○	1	6月15日（木）
7月4日（火）	園内研修での役割について	園長○○○○	1	7月4日（火）
7月19日（水）	I 学期の園及び学級経営の振り返り	園長○○○○	1	7月19日（水）
8月3日（木）	学校評価の実際	指導主事 □□□□	1	8月3日（木）
8月29日（火）	研究保育実践について	園長○○○○	1	8月29日（火）
9月29日（金）	家庭及び地域との関係づくり	市幼児教育アドバイザー ●●●●	1	9月29日（金）
11月20日（月）	幼保小の円滑な接続について	指導主事 □□□□	1	11月20日（月）
12月18日（月）	園における特別支援教育体制について	市幼児教育アドバイザー ●●●●	1	12月18日（月）
1月16日（火）	次年度につなぐ学校評価、年度末の引継について	園長○○○○	1	1月15日（月）
合 計			10日	10日

4 成果と課題（今後の研修の方向性を含む）

- ・研修単位は1日を基本とするが、保育時間も研修目的を明確にして実施し、それを基に協議等をすることで、研修時間に含むこととする。
- ・認定こども園においては、園事情により日数は10日以下でも構わないが、できるだけ研修機会の確保に努めるようにすること。

幼稚園を想定した記載例

【様式3】(用紙はA4判とする。)

No.

中堅教諭等資質向上研修年間研修計画書・報告書（園外研修）

所属園名 △△市立▲▲▲園

園長名 ○○ ○○

1 研修対象者氏名

◎◎ ◎◎

2 研修の重点

- (1)総合教育センターでの受講により研修の質的充実を図る。
- (2)県内の研究大会、公開保育研究会及び小学校公開研究会に参加し幼児教育を広い視野で捉える。
- (3)園外研修と保育実践の往還を図る。

3 年間研修計画（7日間以上）

月 日 (曜日)	研修の種類	研修講座名・研修内容	研修場所	日数	実施日
5月13日(火)	③選択研修	幼児教育アドバイザー・幼児教育中核リーダー養成研修講座Ⅰ	附属幼稚園	1	
7月16日(水) ～18日(金)	①センター研修	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	総合教育センター	3	
○月○日(○)	②教育事務所研修「公開研究会参加研修」	●●小学校授業研究公開	●●小学校	1	
1月20日(火)	③選択研修	幼児教育アドバイザー・幼児教育中核リーダー養成研修講座Ⅱ	附属幼稚園	1	
2月△日	②教育事務所研修「公開研究会参加研修」	▲▲教育事務所研修	▲▲地区合同庁舎	1	
合 計				7日	日

4 成果と課題（今後の研修の方向性を含む）